熊本県障がい福祉計画（第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画）（令和6年度～令和8年度）数値目標実績一覧

資料2

令和7年度実績分

1　福祉施設の入所者の地域生活への移行 【成果目標】	第7期・第3期国基本指針	策定時の県の状況 実績値	策定時の県の状況 調査時点	第7期・第3期県目標値（R8）	指標の説明	R7年度実績	達成率（R8年度目標との比較）
（1） 地域生活移行者数	6%	4．4%	令和4年度	166人以上（※1）（6%）	令和4年度末の施設入所者のうち令和8年度末までに地域生活へ移行した者の数（割合）	45人	40．9%（※2）
（2） 施設入所者の減少数	5%	3．8%	令和4年度	138人以上（※1）（5%）	令和8年度末における令和4年度入所者数からの減少数（割合）	47人	51．0%（※2）
2　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築							
【成果目標】							
（1） 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325．3日	306日	令和4年度	326日以上	令和8年度末における精神病床からの退院者の退院後1年以内の退院患者の地域での生活日数の平均	314．5日	96．3%
（2） 精神病床における1年以上長期入院患者数	―	65歳以上　3，513人 65歳未満　1，198人	令和4年度	65歳以上　2，524人 65歳未満　939人	令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者の数	65歳以上　3，143人 65歳未満　945人	80．3% 99．4%
（3） 精神病床における早期退院率	3か月時点　68．9% 6か月時点　84．5% 1年時点　91%	3か月時点　51．6% 6か月時点　76．7% 1年時点　84．9%	令和4年度	3か月時点　68．9% 6か月時点　84．5% 1年時点　91．0%	令和8年度の精神病床における入院後一定時点の退院率	3か月時点　57．6% 6か月時点　81．3% 1年時点　90．7%	83．6% 96．2% 99．7%
3　地域生活支援の充実							
【成果目標】							
（1） コーディネーターの配置人数	地域生活支援拠点の機能の充実のためコーディネーターの配置等の取組を進める	―	―	31人	令和8年度末までに地域生活支援拠点に配置されたコーディネーターの人数	16人	51．6%
（2） 地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討の実施回数	市町村又は圏域で年1回以上の検証・検討	・全市町村で整備済 ・検証及び検討6市町村5圏域	令和4年度	市町村又は圏域で年1回以上の検証・検討	令和8年度末までに地域生活支援拠点の機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する	39市町村（圏域設置含む）	86．7%
4　福祉施設から一般就労への移行等							
【成果目標】							
（1） 福祉施設利用者の一般就労への移行者数	1．28倍以上	0．93倍（262人）	令和4年度	313人（1．28倍以上）	令和8年度中に福祉施設を通じて一般就労に移行する者の数	349人	111．5%
うち　就労移行支援から一般就労への移行者数	1．31倍以上	0．86倍（121人）	令和4年度	164人（1．31倍以上）	うち就労移行支援を通じて移行する者の数	151人	86．0%
うち　就労継続支援A型から一般就労への移行者数	1．29倍以上	0．99倍（111人）	令和4年度	115人（1．29倍以上）	うち就労継続支援A型を通じて移行する者の数	149人	129．5%
うち　就労継続支援B型から一般就労への移行者数	1．28倍以上	0．96倍（24人）	令和4年度	27人（1．28倍以上）	うち就労継続支援B型を通じて移行する者の数	43人	159．2%
（2） 一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所	全体の5割以上	―	―	全体の5割以上	令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の事業所の割合（23事業所/43事業所）	37．7%	75．4%
（3） 就労定着支援事業の利用者	1．41倍以上	1．025倍（43人）	令和4年度	58人（1．41倍以上）	令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	156人	268．9%
（4） 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	全体の2割5分以上	―	―	全体の2割5分以上	就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合（3事業所/5事業所）	60%	240%
（5） 協議会（就労支援部会）等の設置	協議会（就労支援部会）等の設置	―	―	協議会（就労支援部会）等の設置	令和8年度までに協議会（就労支援部会）等を設置	設置（※3）	100%
5　障がい児支援の提供体制の整備等							
【成果目標】							
（1） 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	市町村又は圏域に1	10圏域中8圏域で設置済	令和4年度	市町村又は圏域に1	令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保する	30市町村（圏域設置含む）	66．6%
（2） 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	県・圏域・市町村に1	・協議の場　10圏域中2圏域、8市町村 ・コーディネーター　45市町村中4市町村配置	令和4年度	・協議の場を市町村又は圏域に1 ・コーディネーターの配置人数　60人	・令和8年度までに医療的ケア児等支援のための協議の場を設置した市町村の数 ・令和8年度末までの医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数（※4）	・41市町村（圏域設置含む） ・66人	91．1% 110．0%
6　相談支援体制の充実・強化等							
【成果目標】							
基幹相談支援センターの設置	市町村又は圏域に1	10圏域中1圏域、45市町村中5市町村で整備済	令和4年度	市町村又は圏域に1	令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置した市町村の数	18市町村（圏域設置含む）	40%
7　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築							
【活動指標】　※国の指針に基づき、成果目標は設定していない。							
相談支援専門員研修及びサビ管・児発管研修の修了者数	―	―	―	1，265人	相談支援専門員研修及びサビ管・児発管研修の修了者数	915人	72．3%
相談支援専門員及びサビ管・児発管への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数	―	―	―	年1回	相談支援専門員及びサビ管・児発管への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数	1回	100%
相談支援専門員及びサビ管・児発管への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の修了者数	―	―	―	100人	相談支援専門員及びサビ管・児発管への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の修了者数	135人	135%
指導監査結果の関係市町村との共有	―	年1回	令和4年度	随時	県実施の指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の実施結果を関係自治体と共有する回数	年7回	100%
8　発達障がい者等に対する支援							
【活動指標】　※国の指針に基づき、成果目標は設定していない。							
発達障がい者支援地域協議会の開催回数	―	2回	令和5年度	2回	発達障がい者支援地域協議会の年間の開催回数（県1回及び政令市1回）	2回	100%
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	―	5，409件	令和5年度	6，055件	センターによる相談支援を必要とする相談件数（県2，416件及び政令市2，079件）	4，495件	74．2%
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	―	696件	令和5年度	641件	センター及びマネジャーの助言を必要とする数（県542件及び政令市311件）	853件	133．0%
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	―	724件	令和5年度	716件	個々の発達障がいの特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数（県671件及び政令市70件）	741件	92．3%
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数	―	―	―	・トレーニング162回 ・プログラム185回	令和8年度におけるペアレントトレーニング及びペアレントプログラム等の支援プログラム等の開催回数	・トレーニング102回 ・プログラム162回	62．9% 87．5%
ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数	―	―	―	106回	令和8年度におけるピアサポートの活動の実施回数	54回	50．9%

※1　目標値はR6年度からR8年度の3年間の累計数。

※2　目標値がR6年度からR8年度の3年間の累計数のため、目標値の2/3を100%として達成率を判定。

※3　R7年度に熊本労働局主催の「障害者就業・生活支援センターと関係機関との連絡会議」を当該目標に係る協議会と位置づけており、現在は目標達成済み。

※4　くまもと障がい者プラン（第6期熊本県障がい者計画）においては医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置市町村数を目標とし、熊本県第7期障がい福祉計画においては各市町村に配置の医療的ケア児等に関するコーディネーターの人数を目標として設定。